

特定適格消費者団体の認定・監督に関する指針の考え方（２）

- 特定適格消費者団体の認定要件 -

法第 65 条第 4 項各号では、適格消費者団体が特定適格消費者団体の認定（特定認定）を受けるに当たり当該団体が適合しなければならない要件を規定しているところ、その具体的内容については以下のようなものが考えられる。

※ なお、特定認定の要件のうち、被害回復関係業務を適正に遂行するために定めることとしている業務規程に関する事項（法第 65 条第 4 項第 2 号及び同条第 5 項）については第 5 回、報酬又は費用に係る基準（法第 65 条第 4 項第 6 号）については、第 7 回の議題とすることを予定している。

第 1 活動実績（法第 65 条第 4 項第 1 号）

法第 65 条第 4 項第 1 号に規定する「差止請求関係業務を相当期間にわたり継続して適正に行っている」と認められる場合には、次の内容が該当する。

適格消費者団体の認定を受け、原則として少なくとも 2 年以上継続して適正に差止請求関係業務を行っていること

活動実績の評価対象として、裁判上の差止請求だけでなく、裁判外の差止請求も考慮すること

（説明）

1．意義

被害回復関係業務（法第 65 条第 2 項）は、消費者の財産的被害の回復に直結する重要な業務であるため、これを担う特定適格消費者団体となるためには、適格消費者団体として相当期間にわたる活動実績を有していることを必要とすべきである。とりわけ、本制度の一段階目の手続に係る業務は、消費者被害に関する情報収集活動を行い、その情報の分析・検討を経て、必要に応じて、対象消費者全体のために訴えを提起し、訴訟を迫行するという業務であり、これは、不特定かつ多数の消費者の利益のために適格消費者団体が行う差止請求関係業務（消費者契約法第 13 条第 1 項）に相当するものといえる。そのため、法第 65 条第 4 項第 1 号は、特定認定を受けるためには、差止請求に係る訴訟を迫行することや、裁判外の差止請求により改善を求めることなど、差止請求関係業務を相当期間にわたり継続して適正に行うことにより、消費者の利益の擁護に貢献した実績を有していると認められることを要件とすることとしている。

以上を踏まえ、本指針において、その具体的内容を示すことを提案するものである。

2．具体的内容

（１） ①差止請求関係業務を「相当期間にわたり継続して適正に」行っていること

特定適格消費者団体となるためには、特定認定を受けた後、安定的かつ継続

的に被害回復関係業務を遂行することが期待できる団体でなければならない。そこで、適格消費者団体が差止請求関係業務を「相当期間にわたり継続して」行っていると判断するためには、特定認定の有効期間が適格消費者団体の認定の有効期間（消費者契約法第17条第1項）と同じ3年間であり（法第69条第1項）、適格消費者団体の認定要件として「不特定かつ多数の消費者の利益の擁護を図るための活動を相当期間にわたり継続して適正に行っていること」とされているところ（消費者契約法第13条第3項第2号）、その「相当期間」とは、原則として当該活動が2年以上継続していることを必要としていることを踏まえ、少なくとも2年以上の期間、差止請求関係業務を継続して行っていることを原則とすることが必要であると考えられる¹。ただし、この要件を充足しているか否かの判断は、適格消費者団体の活動の頻度をはじめ、被害回復関係業務を遂行するための体制の整備や専門的知識・経験の確保、経理的基礎等の他の要件の充実度等を総合的に考慮することが適当と考えられる。

次に、差止請求関係業務を「適正に」行っていると判断するためには、例えば、活動実績として考慮する期間中の差止請求関係業務に関し、消費者契約法第33条の規定に基づく適合命令や改善命令を受けることなく行っていることが必要であると考えられる。また、内閣総理大臣には、差止請求関係業務が適正に行われることを維持・確保する観点から、消費者契約法の実施に必要な限度において、報告及び立入検査についての権限が認められているところ（同法第32条第1項）、この権限に基づく措置を講じられたか否か、その措置に対する対応等についても、上記判断の考慮要素とすべきである²。

(2) ②「差止請求関係業務」の内容

消費者契約法第13条第1項にいう「差止請求関係業務」には、裁判上の差止請求のみならず、裁判外の差止請求も含まれている。差止請求関係業務の実績の評価に当たっては、裁判上の差止請求のみならず、裁判外の差止請求を含めて考慮することが適当と考えられる。

1 消費者契約法に基づく適格消費者団体の認定においては、不特定かつ多数の消費者の利益の擁護を図るための活動を相当期間にわたり継続して適正に行っていることが要件とされているところ（消費者契約法第13条第3項第2号）、その「相当期間」とは、原則として当該活動が2年以上継続していることを要するとしている（適格消費者団体の認定・監督等に関するガイドライン2.（2）イ（i）参照）。

2 具体的には、現在、報告及び立入検査の結果、問題が認められた場合には、当該問題点を指摘し、自主的な改善措置を講ずることを求めるとともに、法令違反行為又は法令違反につながるおそれがあると認められる事項が判明した場合には、自主的改善措置の有無も考慮しつつ行政処分の要否について検討し所要の措置をとることとなることから、報告及び立入検査の行政処分が行われたとしても、必ずしも差止請求関係業務の適正性を害しているとまではいえない場合もあり得ると考えられる。

(参考) 適格消費者団体の認定・監督等に関するガイドライン

2. 適格消費者団体の認定

(1) (略)

(2) 団体の目的及び活動実績 (法第 13 条第 3 項第 2 号)

ア (略)

イ 活動実績

(ア) 活動実績の評価の対象となる活動

活動実績の評価の対象となる活動は「消費生活に関する情報の収集及び提供並びに消費者の被害の防止及び救済のための活動」を含む「不特定かつ多数の消費者の利益の擁護を図るための活動」であり、「消費生活に関する情報の収集及び提供並びに消費者の被害の防止及び救済のための活動」(差止請求関係業務の基礎となる団体の自主的な活動に相当) についての相当期間の継続的な活動実績が必須である。

(イ) 相当期間

第 13 条第 3 項第 2 号に規定する「相当期間」とは、申請時において、申請者による上記(ア)の活動が二年以上継続してされていることを原則として要する。

ただし、当該活動が充実して行われている場合や業務遂行体制の整備及び専門的知識経験の確保など他の要件の充実の程度によっては、継続している期間が二年には達しない場合であっても「相当期間」と評価することを否定するものではない。また、申請者が法人格を取得する前から上記の活動をしている場合は、団体としての同一性が認められる限り、法人格取得前の活動についても評価の対象とする。また、複数の団体が合併して一つの団体となったり、新たに設立した団体の構成員となっている場合は、合併前又は構成員である個々の団体の活動をも加味して考慮することとする。

(ウ) 適正性

法第 13 条第 3 項第 2 号に規定する「適正に行っている」場合とは、例えば、消費生活相談の活動において、消費者の相談に対して誠実かつ真摯に対応し、合理的な根拠に基づいた助言を行っていること、また、事業者に対する改善申入れの活動において、合理的な根拠に基づいた申入れを行っていることなど、合理的な根拠に基づき真摯な活動を行っている場合をいい、実績作りの辻褃合わせのために合理的な根拠もなく行われた活動は評価しない。

ウ (略)

第2 体制

法第65条第4項第2号に規定する「被害回復関係業務を適正に遂行するための体制」の内容について、次のものが該当する。

被害回復関係業務の実施に係る組織の運営（事務所掌、権限及び責任等）について定款又は業務規程において明確に定められていること

被害回復関係業務の実施に係る組織の事務の遂行に従事する役職員や専門委員等の選任及び解任の基準並びに方法が定款又は業務規程において適切に定められていること

被害回復関係業務の規模・内容等に応じ、当該業務の適正な遂行に必要な人員（役職員や専門委員等）が確保されているとともに、事務処理を行うために必要な施設・物品等が確保されていること

被害回復関係業務の一部を第三者に委託する場合は、特定適格消費者団体と委託先との契約において委託先の適正な業務遂行が確保できるような措置が講じられていること

（説明）

1．意義

特定適格消費者団体が被害回復関係業務を実施するに当たっては、一段階目の手続において、相当多数の消費者の利益を代表し真摯かつ適切に手続の追行をすることが求められるとともに、二段階目の手続において、対象消費者に対する通知・公告、対象消費者から授権を受けて行う債権届出、個別の対象消費者の対象債権に関する主張・立証、事業者との和解交渉等、最終的には届出消費者に対する金員の配当までを行う業務を担うことが求められる。

とりわけ、特定適格消費者団体が被害回復関係業務を行うに当たっては、差止請求関係業務の場合とは異なり、授権をした相当多数の消費者に対して、個別事情の聴き取りや和解に応じるか否かなどについての意思確認を迅速に行うことが必要となることから、その業務を適正に行い得るだけの組織体制が整備されていることが必要である。そのため、法第65条第4項第2号は、特定認定の要件として、被害回復関係業務を適正に遂行するための体制を備えていることを定めているものである。

以上を踏まえ、本指針において、その具体的内容を示すことを提案するものである。

2．具体的内容

- (1) ①・②組織に関する事項が定款又は業務規程において規定されていること
- 被害回復関係業務の遂行に関し、消費者被害に係る情報の収集から分析・検討を経て、被害回復裁判手続を迫行し、消費者被害の回復に至るまでの一連の業務を適正に遂行できるよう、特定適格消費者団体に具体的な機関又は部門その他の組織が設置されることについて、当該団体の定款又は業務規程において規定し明らかにされていることが必要と考えられる。また、当該団体の事務の

遂行に従事する者に関する事項についても同様に定款又は業務規程において規定されている必要があると考えられる。

(2) ③人員・物品等が確保されていること

「必要な人員」については、実施しようとする被害回復関係業務の規模や業務の実施の方法、当該人員の勤務形態などによって異なるものであり、これらの点を総合して「必要な人員」を個別に判断することが考えられる。同様に、「必要な施設・物品」についても、実施しようとしている被害回復関係業務の内容を実施するために必要な施設・物品等が確保されている必要があるが、恒常的に一定の人員及び施設等を確保していることを求めるものではないとすることが適当と考えられる。

(3) ④業務委託

組織体制の整備に関し、第三者に被害回復関係業務の一部を委託することも考えられるところ、委託先には消費者裁判手続特例法及び消費者契約法に基づく行政監督を直接及ぼすことができないことを踏まえ、特定適格消費者団体と委託先との契約において、委託先に定期的な報告義務を負わせること、業務遂行が不適正な場合には特定適格消費者団体に是正を求める権限や契約を解除する権限が付与されていることなど特定適格消費者団体が委託先の適正な業務遂行を確保できるよう措置を講じた上で委託することが必要と考えられる。

なお、被害回復関係業務の全てを一括して第三者に委託することは、法が特定適格消費者団体に限って被害回復関係業務を認めた趣旨と矛盾することから、許されない。

(参考) 適格消費者団体の認定・監督等に関するガイドライン

2. 適格消費者団体の認定

(1)・(2) (略)

(3) 体制及び業務規程 (法第 13 条第 3 項第 3 号関係)

ア 体制

法第 13 条第 3 項第 3 号に規定する「差止請求関係業務を適正に遂行するための体制… (中略) …が適切に整備されていること」とは、第一に、申請者の実態として、①差止請求関係業務の遂行に関し、消費者被害に係る情報の収集から分析・検討を経て差止請求をし、その結果を公表するに至る一連の業務を適正に遂行できるよう、適格消費者団体に具体的な機関又は部門その他の組織が設置され、当該組織の運営 (事務分掌、権限及び責任等) について定款又は業務規程において明確に定められていること、②当該組織の事務の遂行に従事する役職員や専門委員等の選任及び解任の基準及び方法が定款又は業務規程において適切に定められていること、③差止請求関係業務の規模・内容等に応じ、業務の適正な遂行に必要な人員 (役職員や専門委員等) がこれらの組織に必要な数だけ配置されていることをいう。

組織及び人員としては、理事会及び理事、法第 13 条第 3 項第 5 号の検討を行う部門 (以下「検討部門」という。) 及び専門委員、職員、監事のほか、消費者被害の情報収集部門及び消費者に対する差止請求情報公表部門並びにこれらの部門に配置される人員が想定される。なお、「必要な数」については、申請者の実施しようとする差止請求関係業務の規模や業務の実施の方法 (その内容や手段等)、当該人員の勤務形態 (常勤か非常勤か等) などによって異なるものであり、審査に当たっては、これらの点を総合して、「必要な数」を個別に判断することとする。

なお、以上のとおり組織及び人員等が整備されていることに加え、申請者自体の社員数 (法第 13 条第 3 項第 1 号の法人の社員数) についても、少なくとも 100 人存在していることを体制整備の一つの目安として斟酌する。

第二に、差止請求関係業務に係る事務処理を行うために必要な事務所等の施設、物品等が、差止請求関係業務の規模・内容等に応じ、確保されている必要がある。

その際、事務所については、適格消費者団体は、適格消費者団体である旨を、差止請求関係業務を行う事務所において見やすいように掲示しなければならない。また、適格消費者団体でない者は、その業務に関し、適格消費者団体であると誤認されるおそれのある表示をしてはならないこと等とされていることに留意する必要がある (法第 16 条第 2 項及び第 3 項)。

また、申請内容 (差止請求関係業務に関する業務計画書 (法第 14 条第 2 項第 3 号) や業務規程の内容等) に整合するよう、必要な施設、物品等が整備されていなければならない (例えば、差止請求情報公表業務を申請者のホームページへの掲載により行う旨業務規程に記載されている場合には、これに見合う IT 機器の整備が必要である。)

イ・ウ (略)

第3 理事及び理事会

法第65条第4項第3号に規定する「理事」及び「理事会」に係る事項について、次のものが該当する。

同号イ(2)の「被害回復関係業務の執行に係る重要な事項の決定」とは、

- ・ 共通義務確認の訴えの提起又は仮差押命令の申立てを行う場合
- ・ 共通義務確認訴訟に関し、請求の放棄、和解等それにより確定判決及びこれと同一の効力を有するものとなるものをしようとする場合
- ・ 簡易確定手続開始の申立て又はその取下げを行う場合
- ・ 法第28条第1項に規定する文書の開示を求める場合
- ・ 法第33条第1項又は同2項の「やむを得ない理由」があるとして簡易確定手続授權契約の締結の拒絶又は当該契約の解除をする場合
- ・ 簡易確定決定に対し異議の申立てを行う場合
- ・ 法第53条第4項又は同5項の「正当な理由」があるとして訴訟授權契約の締結の拒絶又は当該契約の解除をする場合

等の重要な事項をいう。

同号イ(2)の「理事その他の者に委任されていないこと」には、一部の理事で構成される機関又は部門等の組織に委任する場合も該当する。

(説明)

1. 意義

被害回復関係業務については、差止請求関係業務と同様、特定の者が独断で業務執行に関する決定をすることや、業務執行に関する決定に事業者からの不当な影響が及ぶことを回避するため、業務執行の決定機関として、合議体としての理事会が置かれていることを必要とするとともに、その意思決定の方法が適切であることを必要としている。

また、業務執行の適正性を専門的な観点から確保するとともに、団体が報酬又は費用の支払を消費者から受けることもあり得ることから、弁護士法の趣旨を没却させないよう、弁護士が理事として一人以上選任されていることを必要としている。

以上を踏まえ、本指針において、その具体的内容を示すことを提案するものである。

2. 具体的内容

(1) ①被害回復関係業務の執行に係る重要な事項

法第65条第4項第3号イ(2)は、「共通義務確認の訴えの提起その他の被害回復関係業務の執行に係る重要な事項の決定が理事その他の者に委任されていないこと」と定めている。ここでいう「被害回復関係業務の執行に係る重要な事項の決定」とは、被害回復関係業務のうち、共通義務確認の訴えの提起又は仮差押命令の申立てを行う場合、共通義務確認訴訟に関し、請求の放棄、

和解等それにより確定判決及びこれと同一の効力を有するものとなるものをしてしようとする場合、簡易確定手続開始の申立て又はその取下げを行う場合、法第 28 条第 1 項に規定する文書の開示を求める場合、法第 33 条第 1 項又は同 2 項の「やむを得ない理由」があるとして簡易確定手続授権契約の締結の拒絶又は当該契約の解除をする場合、簡易確定決定に対し異議の申立てを行う場合、法第 53 条第 4 項又は同 5 項の「正当な理由」があるとして訴訟授権契約の締結の拒絶又は当該契約の解除をする場合等の重要な事項が該当するものと考えられる。

なお、二段階目の手続においても和解をするなど確定判決と同一の効力を有するものを行う場合が考えられる。この場合、和解をするかどうかの判断は、基本的に授権をした消費者の意思に委ねられるところであるが、全体の方針については、理事会において決議すべき事項とすることも考えられる。

(2) ②委任の禁止

「理事その他の者に委任されていないこと」とは、他の特定の理事に意思決定を委任する場合は当然含まれるほか、一部の理事で構成される機関又は部門その他の組織に委任する場合であっても、差止請求制度の場合と同様に、本制度においても禁止されるべき委任に該当するものと考えられる。

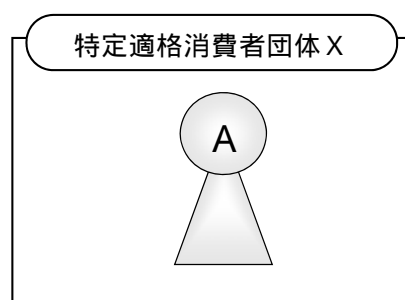
(3) 法第 77 条との関係

法第 77 条は、簡易確定手続を含む民事訴訟手続、仮差押命令に関する手続等については、弁護士に追行させなければならないと規定しているところ、理事である弁護士 A が特定適格消費者団体 X 代表者 A として訴訟追行をする場合は、A が団体から代理人としての報酬の支払を受けることはない一方で、特定適格消費者団体 X 訴訟代理人 A として訴訟追行をする場合は、A が特定適格消費者団体 X から代理人としての報酬の支払を受ける場合があり得る（参考 1）。

このような場合において、訴訟委任や報酬の支払等に係る理事会審議に当該弁護士理事 A が加わることは、利益相反に当たると考えられることから、その理事会審議に加わることができないようにするとともに、議決権を行使することができないことを定款又は業務規程等において規定することが適当である。

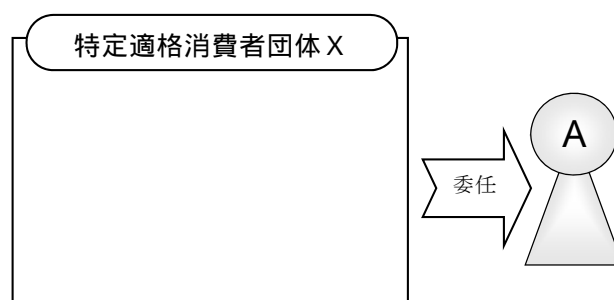
(参考 1)

特定適格消費者団体 X 代表者 A



※ AはXとして訴訟を追行

特定適格消費者団体 X 訴訟代理人 A



※ AはXの代理人として訴訟追行

(参考2) 適格消費者団体の認定・監督等に関するガイドライン

2. 適格消費者団体の認定

(1) ~ (3) (略)

(4) 理事及び理事会 (法第13条第3項第4号関係)

ア 法第13条第3項第4号イ関係

法第13条第3項第4号イ(2)に規定する「差止請求関係業務の執行に係る重要な事項の決定」とは、不特定かつ多数の消費者の利益のために差止請求権を行使する業務の執行に係る事項の決定のうち、法第23条第4項各号に規定する行為(規則第17条第15号に規定する行為を除き、かつ、適格消費者団体が行うものに限る。)を差止請求に係る相手方又は裁判所等に対し行うかどうかの決定をいい、消費者被害情報収集業務及び差止請求情報提供業務の執行に係る事項の決定を含まない。

「理事その他の者に委任されていないこと」については、特定の理事に委任する場合のほか、いわゆる常任理事会など一部の理事によって構成される機関又は部門その他の組織に委任する場合であっても「委任」に該当する。また、特定の事業者からの指示又は委託を受けて当該事業者と競合関係にある事業者に対して差止請求をするなどの場合については、後記5.(4)イ①に記載するとおりとする。

イ~エ (略)

第4 専門的な知識経験

法第65条第4項第4号に規定する「被害回復関係業務を適正に遂行することができる専門的な知識経験を有すると認められること」の内容について、次のものが該当する。

被害回復関係業務を適正に遂行することができる知識経験を、検討体制及び人的体制等も考慮しつつ、団体として有していること

(説明)

1. 意義

本制度においては、特定適格消費者団体の行う被害回復関係業務の適正化を図る観点から、特定認定を受けるためには、消費者問題や法律に精通した者（消費者契約法第13条第3項第5号イ及びロに掲げる者。以下「専門委員」という。）が、被害回復関係業務の要否・内容等について検討し、その専門的な知識経験に基づいて必要な助言を行い又は意見を述べる体制を整備することなどを通じて、専門的知識経験を有することを必要としている（法第65条第4項第4号）。

以上を踏まえ、本指針において、具体的内容を示すことを提案するものである。

2. 具体的内容

(1) 専門的な知識経験

被害回復関係業務とは、被害回復裁判手続に関する業務、同業務の遂行に必要な消費者被害に関する情報の収集に係る業務、対象消費者に対する情報の提供及び金銭その他の財産の管理に係る業務をいう（法第65条第2項）。「被害回復関係業務を適正に遂行することができる専門的な知識経験」とは、これらの業務についての専門的な知識経験のことをいう。

そして「被害回復関係業務を適正に遂行することができる専門的な知識経験を有すると認められること」とは、個々の役職員ではなく、当該団体の人的体制に照らして専門的な知識経験を有するかどうかを総合的に判断することが考えられる。

(2) 検討部門

検討部門は、差止請求関係業務の場合と同様、専門委員が随時検討に参画することが確保されている必要があるが、団体に雇用されているなど、団体に常駐していることまで求められるものではない。

なお、差止請求関係業務に係る検討部門とは別に、被害回復関係業務に係る検討部門が組織されていることとすることが考えられる。この場合、専門委員が、差止請求関係業務に係る検討部門と被害回復関係業務に係る検討部門を兼務することは差し支えないものとして考えられる。

(参考) 適格消費者団体の認定・監督等に関するガイドライン

2. 適格消費者団体の認定

(1)～(4) (略)

(5) 差止請求関係業務を適正に遂行することができる専門的な知識経験(法第13条第3項第5号関係)

ア 法第13条第3項第5号に規定する「差止請求関係業務を適正に遂行することができる専門的な知識経験を有する」場合とは、差止請求関係業務(差止請求権を行使する業務、消費者被害情報収集業務、差止請求情報提供業務)を法の規定に適合して行うことができる知識経験をいい、個々の役員、職員又は専門委員等についてではなく、一つの団体としての申請者につき、差止請求関係業務を遂行するための人的体制に照らして、専門的な知識経験を有すると認められることが必要である。

組織その他の体制全般については法第13条第3項第3号に規定しているところであるが、このうち、同項第5号に規定する「人的体制」については、検討部門が同号に明記されている要件に適合するほか、①検討部門以外の差止請求関係業務の実施に係る各組織(機関又は部門その他の組織)においても、当該各組織が分担する業務の適正な遂行に必要な専門的な知識経験を有する者が適切に配置されていること(具体的には、a.「消費者被害の情報収集部門及び消費者に対する差止請求情報公表部門並びにこれらの部門に配置される人員」には、消費生活相談やいわゆる110番活動など類似の業務に一定期間以上携わった経験を有する者が、b.理事会及び理事、監事及び職員には、消費者団体訴訟制度に精通した者が、業務の規模・内容等に応じ必要な数だけ置かれていること)、②業務内容が専門の見地から一定水準に保たれるよう、処理要領・マニュアルが作成されているか否か、役員、職員及び専門委員に対する研修体制が整備されているか否か等を総合的に考慮して判断する。なお、検討部門においては、同項第5号イに掲げる者(消費生活の専門家)及び同号ロに掲げる者(法律の専門家)がそれぞれ業務の規模・内容等に応じ必要な数だけ置かれている必要があるが、当該専門委員が随時検討に参画することが確保されていれば足り、申請者に雇用されているなど常駐していることまで要するものではない。

イ～エ (略)

第5 経理的基礎

法第65条第4項第5号に規定する「被害回復関係業務を適正に遂行するに足りる経理的基礎を有すること」の内容について、次のものが該当する。

被害回復関係業務を継続的かつ安定的に行い得ると認められる財政基盤を有していること

特定適格消費者団体の各事業年度末の正味財産が、当該団体の当該年度の経常費用のうち被害回復関係業務に該当する経費を下回ってはならないとすること

(説明)

1. 意義

被害回復関係業務においては、現行の差止請求関係業務の場合に比べ、事務作業量が増大すると考えられることから、これに伴い、団体に必要な経理的基礎も増加することが見込まれる。とりわけ、対象消費者への通知・公告を行い、授權を受けた対象消費者に対し適宜意思の確認を行うに当たっては、特定適格消費者団体が、被害回復関係業務に関して生じた金銭的な支出をいったん負担することとなるが、このような費用を負担したとしても、当該業務をはじめ他の被害回復関係業務、差止請求関係業務及びその他の業務を継続できるだけの経理的基礎を有している必要がある。

以上を踏まえ、本指針において、具体的内容について示すことを提案するものである。

2. 具体的内容

(1) ①・②経理的基礎

法第65条第4項第5号に規定する「経理的基礎」とは、特定適格消費者団体が被害回復関係業務を安定的かつ継続的に行うに足りる財政基盤を有していることをいう。この財政基盤については、基準の明確性という観点から一定の数値を示すことも考えられるが、定量的に説明を行うことが容易ではないことから、一定額以上の基本財産を自ら保有している場合に限られるものではないとすることが適当と考えられる。

それゆえ、「経理的基礎」の判断に当たっては、当該団体の規模、想定している被害回復裁判手続の件数など計画している被害回復関係業務の内容、継続的なボランティアの参画状況、被害回復関係業務及び差止請求関係業務以外の業務による収入の見込み、約されている寄附の状況、情報機器の利用や他の特定適格消費者団体との連携体制の構築による効率的な業務運営の見込み、差止請求関係業務の実施の状況等踏まえ、総合的に考慮することが考えられる。

ただし、既に債務超過状態に陥っている場合や、債務超過状態に陥ることが確実に予見される場合に経理的基礎の要件を満たさないことは当然である。

また、仮に不測の事態により当該団体の収入が途絶えたとしても、被害回復関係業務が滞らないようにするため、特定適格消費者団体の各事業年度末の正

味財産が、当該団体の当該年度の経常費用のうち被害回復関係業務に該当する経費を下回っている場合には、経理的基礎の要件を満たしていないものと判断することが適当である。

この他特定認定の申請及び特定認定の有効期間の更新申請の際に経理的基礎を有することを証する書類として提出（第 66 条第 2 項第 7 号）³することが想定される「業務計画」及び「収支の見込み」から著しく乖離した被害回復関係業務を行っているような場合には、経理的基礎の有無の判断について消極的に斟酌する要素とすべきものと考えられる。

（２） 差止請求関係業務における経理的基礎

消費者契約法第 13 条第 3 項第 6 号に規定する適格消費者団体の「経理的基礎」については、「適格消費者団体の認定、監督等に関するガイドライン」において規定されているところであるが、上記（１）の場合と同様に、仮に不測の事態により当該団体の収入が途絶えたとしても、差止請求関係業務が滞らないようにするため、適格消費者団体の各事業年度末の正味財産が、当該団体の当該年度の経常費用のうち差止請求関係業務に該当する経費を下回っている場合には、経理的基礎の要件を満たしていないものと判断することが適当である。また、適格消費者団体の認定申請又は認定の有効期間の更新申請の際に提出される「業務計画」から著しく乖離した差止請求関係業務を行っている場合や、「収支の見込み」とは著しく異なるような収支状況にある場合には、適格消費者団体の経理的基礎について消極的に斟酌する要素とすべきものと考えられる。

3 消費者契約法に基づく適格消費者団体の認定においては、経理的基礎を有することを証する書類として、「①認定の申請の日の属する事業年度の直前の事業年度における財産目録、貸借対照表、及び収支計算書若しくは損益計算書又はこれらに準ずるもの、並びに②認定後 3 年間における収支（会費、寄附金、差止請求関係業務以外の業務による収入、借入金等の収入及び役員又は専門委員の報酬、職員の賃金、弁護士報酬、事務所の賃料等の支出）の見込みとその算出根拠を具体的に記載した書類」としている（適格消費者団体の認定・監督等に関するガイドライン 2.（6）イ 参照）。

(参考) 適格消費者団体の認定・監督等に関するガイドライン

2. 適格消費者団体の認定

(1) ～ (5) (略)

(6) 経理的基礎 (法第 13 条第 3 項第 6 号関係)

ア 意義

法第 13 条第 3 項第 6 号に規定する「経理的基礎」とは、適格消費者団体が差止請求関係業務を安定的かつ継続的に行うに足りる財政基盤を有していることをいい、一定額以上の基本財産を自ら保有している場合に限られるものではないが、当該団体の規模、想定している差止請求訴訟の件数など差止請求関係業務の内容、継続的なボランティアの参画状況、差止請求関係業務による支出が当該業務に係る収入を大きく上回ると見込まれる場合における差止請求関係業務以外の業務による収入による補填の見込み、関連する法人や個人が当該団体に対して補填又は寄附を約している状況、オンラインの利用や他の適格消費者団体との連携体制の構築による効率的な業務運営の見込み等を総合的に考慮し、差止請求関係業務の安定性及び継続性を確保する限度における経理面での基礎が確立しているか否かを判断する。既に債務超過状態に陥っている場合や、債務超過状態に陥ることが確実に予見される場合などにおいては、この要件を満たさない。

イ 申請書の添付書類

法第 14 条第 2 項第 8 号に規定する書類は、①認定の申請の日の属する事業年度の直前の事業年度における財産目録、貸借対照表、及び収支計算書若しくは損益計算書又はこれらに準ずるもの、並びに②認定後 3 年間における収支 (会費、寄附金、差止請求関係業務以外の業務による収入、借入金等の収入及び役員又は専門委員の報酬、職員の賃金、弁護士報酬、事務所の賃料等の支出) の見込みとその算出根拠を具体的に記載した書類とする。

なお、収支見込み等は、差止請求関係業務に関する業務計画書 (法第 14 条第 2 項第 3 号) 並びに差止請求関係業務以外の業務を行う場合における、その業務の種類及び概要を記載した書類 (法第 14 条第 2 項第 10 号) と整合性が図られている必要がある。

第6 被害回復関係業務以外の業務

法第65条第4項第7号に規定する「被害回復関係業務以外の業務を行うことによって、被害回復関係業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがないこと」について、次のものが該当する。

「支障を及ぼすおそれ」とは、特定適格消費者団体が被害回復関係業務以外の業務に人員や経費を過度に集中させるなどして、適正な被害回復関係業務を行うことができなくなるおそれがある場合をいう

(説明)

1. 意義

特定適格消費者団体は、適格消費者団体と同様に、消費者問題に関する啓発活動やシンポジウムの実施等、特定認定に係る被害回復関係業務以外の業務を行うことが想定されるが、被害回復関係業務以外の業務を行う場合であっても、特定認定に係る被害回復関係業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがない範囲に留めることが必要である。

また、特定適格消費者団体は、差止請求関係業務を遂行する適格消費者団体であり、その上で一定の要件を満たした場合にのみ特定認定を受けることとなることから、特定適格消費者団体は、差止請求関係業務及び被害回復関係業務をそれぞれ適正に行うことが必要である。

以上を踏まえ、本指針において、具体的内容について示すことを提案するものである。

2. 具体的内容

法第65条第4項第6号に規定する「支障を及ぼすおそれ」とは、具体的には特定適格消費者団体が、差止請求関係業務を含めた被害回復関係業務以外の業務に人員や経費を過度に集中させることにより、適正に被害回復関係業務を遂行することができなくなるおそれがある場合をいい、当該特定適格消費者団体が遂行しようとしている被害回復関係業務以外の業務の内容、場所及び回数その他の実施態様、それぞれの業務に必要な人員及び支出額等を総合的に考慮して、上記のような弊害が生ずるおそれがあると客観的に認められるか否かを判断することが考えられる⁴。

4 被害回復関係業務と差止請求関係業務は、消費者の被害を回復するものであるか、防止するものであるかという違いはあるものの、その業務を担う団体は、権利行使が困難な消費者の利益を擁護するために、消費者の利益を代表するに相応しい存在であるとして法が特別に権限を付与するものであることから、いずれの業務も適正に業務を行わなければならない。

(参考) 適格消費者団体の認定・監督等に関するガイドライン

2. 適格消費者団体の認定

(1) ～ (6) (略)

(7) 差止請求関係業務以外の業務 (法第 13 条第 3 項第 7 号及び第 29 条第 1 項関係)

ア 意義

法第 13 条第 3 項第 7 号に規定する「支障を及ぼすおそれ」とは、適格消費者団体が差止請求関係業務以外の業務に人員や経費の配分を集中したり、社会的に妥当でない業務を行って社会的信頼性を失うなどのことにより、適正な差止請求関係業務の遂行をすることができなくなるおそれがある場合をいい、当該適格消費者団体が遂行しようとしている差止請求関係業務及び差止請求関係業務以外の業務の内容、場所及び回数その他の実施態様、それぞれの業務に必要な人員及び支出額等を総合的に考慮して、上記のような弊害が生ずるおそれがあると客観的に認められるか否かを判断する。

また、差止請求関係業務以外の業務の社会的妥当性については、次のような点に留意して審査することとする (なお、法第 13 条第 3 項第 7 号の規定が適格消費者団体の認定の段階で「支障を及ぼすおそれ」の有無を抽象的に判断するのに対し、法第 29 条第 1 項の規定は、認定後の実際の活動状況に照らし現に支障が生じているか否かを具体的に判断するものである。)

- ① 当該業務の内容が法令に抵触するものではないこと。
- ② 適格消費者団体の経理的基礎に悪影響を及ぼす投機的なものではないこと。
- ③ 暴力団等反社会的勢力が関与しやすいものではないこと。
- ④ 適格消費者団体としての社会的信用を損なうものではないこと。

イ (略)